

令和5年度

西原町職員採用候補者試験案内

1. 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
行政職（情報技術）	若 干 名	情報技術業務（行政事務含む）
技術職（土木）	若 干 名	技術職業務（行政事務含む）

2. 受験資格

(1) 年 齢

昭和52年4月2日以降生まれた者

(2) 住所要件

令和4年11月1日以前に沖縄県に住民登録がされ、引き続き住所を有する者

(3) 学歴資格等

○行政職（情報技術）

学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者で
下記に該当する者

システム開発・運用管理において3年以上の勤務経験を有する者で、独立行政法人情報処理推
進機構（IPA）が実施している下記に掲げるいずれかの試験に合格している者

- ・基本情報処理技術者試験
- ・応用情報処理技術者試験
- ・ITストラテジスト試験
- ・システムアーキテクト試験
- ・プロジェクトマネージャ試験
- ・ネットワークスペシャリスト試験
- ・データベーススペシャリスト試験
- ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験
- ・ITサービスマネージャ試験
- ・システム監査技術者試験
- ・情報処理安全確保支援士試験

○技術職（土木）

学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はこれと同等の学力を有すると認められる者で
下記のどちらかに該当する者

- ・土木の設計または工事管理等において3年以上の勤務経験を有する者で、土木施工管理技
士1、2級の者

・土木の設計または工事管理等において3年以上の勤務経験を有する者で、土木系学科または農業土木系学科を卒業した者

《次のいずれかに該当するものは、受験できません。》

○地方公務員法第16条に該当する者

- イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ロ. 西原町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ハ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 受験手続

(1) 受付期間

令和5年1月11日(水)～1月24日(火) 午前9時～12時、午後1時～5時15分
(土・日・祝日は除く。)

(2) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、総務部総務課窓口へ提出してください。(代理申込可)
申込書は、ホームページからダウンロードすることができます。

郵送の場合は簡易書留にて封筒に「採用試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内(消印有効)に提出してください。なお、提出書類に不備があった場合は、受理できません。

郵送先：〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1 西原町役場 総務課職員係

(3) 提出書類

- イ. 自筆による所定の申込書(写真を貼ったもの。)
 - ロ. 自筆による所定の履歴書両面(写真4.5cm×3.5cmを貼付)
 - ハ. 受験票送付用の長形3号封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、84円切手を貼付)
- ニ. 職務経歴書(任意様式)

4. 第一次試験について

一次試験については書類選考とし、二次試験の1週間前までに、合否結果及び受験票の送付を行います。

5. 第二次試験について

- 日 時 : 令和5年2月中旬を予定
- 場 所 : 西原町役場
- 試験科目 : 個別面接

6. 合格発表

合格者について西原町役場敷地内掲示板及びホームページに掲示するほか、合格者に通知を行います。
二次試験合格発表：令和5年2月下旬を予定

7. 合格から採用まで

- (1) 二次試験合格者は、令和5年度職員採用候補者名簿に登載されます。登載者の数は、採用を辞退する数を考慮して、採用予定者数を上回る数とします。(登載は採用を約束するものではありません。)名簿の有効期限は、名簿登載の日から1年間です。
- (2) 採用者は、名簿登載者の中から決定されます。
- (3) 令和5年3月31日までに資格要件が満たない場合には、合格を取り消します。

8. 給与・勤務条件等

- (1) 採用時における給料額は、試験区分に応じておおむね次のとおりです。
大学卒程度 182,200円 短大卒程度 163,100円 高校卒程度 150,600円
※職務経験に応じて給料額に一定の基準で加算調整が行われます。
※このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分、週5日勤務です。休暇は、年次有給休暇(1年に20日)及び各種休暇等があります。

『注意事項』

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、試験の日時、試験方法等を変更する場合があります。
- 新型コロナウイルスに罹患している方、濃厚接触者の方、37.5度以上の発熱や咳などの風邪症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日は受験できません。なお、これを理由とした試験の再実施は予定しておりません。

問い合わせ先

西原町役場 総務部総務課 職員係

TEL : 098-945-5011 (3203)